

団体概要

団体名称	一般社団法人 日本ビューティー創生本部
設立	2017（平成 29）年 7 月
代表理事	設楽 将義
所在地	〒231-0006 神奈川県横浜市中区南仲通 4-46-1

一般社団法人 日本ビューティー創生本部とは

「成り手不足に相反するオーバーショップ」

「改革なく劣悪な労働環境」

「国家資格でありながら低賃金」

「有資格者の他業種への大量流失」

「改善なき高離職率」

「物価の上昇分を価格に転嫁することが難しい」

昨今の理美容業界を取り巻く環境はとりわけ人材面において厳しさを増しています。

当団体ですが、業界の要である人材を「確保」・「育成」・「安定」させるため、理美容業の普及と存在価値向上を目的とした事業活動を行うものとして、2017（平成 29）年 7 月に設立をいたしました。主な事業内容は以下の通りです。

- （１）理美容学校・理美容アカデミーの経営
- （２）理美容業の存在価値・存在意義向上支援活動
- （３）女性活躍推進及び生活弱者支援事業
- （４）経営に関する各種情報提供事業
- （５）企業格付け審査、認定及び運営（三ツ星サロン）

団体として、まずは人材の「確保」・「育成」に焦点を置いた事業活動に注力することとし、とりわけ人材不足が危機的な状況といえる理容師の養成施設を 2022 年 4 月に京都へ設立致しました。この養成施設は理容業の存在価値を高めるため、「わざで世界を変える」を目的に、グローバルに適応した「理容人」を育む教育方針のもと、理容業の専売特許と言える「シェービング」に重点を置いたカリキュラムや、男性色の強い業界イメージを払拭するため「女性のための理容学校」として、女性の活躍に力を入れた学校であります。感性の豊かな理容人を輩出するため「京都の古民家（町家）」を学び舎とする等、特色を打ち出したものとなっております。2024 年 3 月には初めて当校の学生が国家試験を受験し、無事、全員合格をすることが出来ました。

その他、シェービン技術の学び直し及び理容業界を離れた方の復職支援を目的とした 3 か月の集中トレーニング「RETURN'S BARBER ACADEMY」の開設・運営を実施しております。

人材の「安定」に向けては、求職者が就職サロンを選ぶ際のミスマッチの防止及び早期退職を防ぐため、理美容サロンの財務、人事、労務、教育面について、それぞれの部門の有識者による評価・格付け審査基準を策定。基準を満たしたサロンを「三ツ星サロン」として認証する制度の運営も開始致しました。

全ての活動において、「個々の理美容師が主役」になる業界環境の構築が急務であると考えています。

特区提案に至った経緯

さて、今回の特区提案に至った経緯ですが、実際に養成施設の運営に携わることで、

- ・「養成施設での学習で身につく技術」と「現場で生きる技術」には、大きな誤差が生じ、高い離職率の要因になっていること。

- ・実地修練の廃止及び教科課目を、共通内容の必修課目のほか、養成施設が独自に設定する選択必修課目とし、特色のある理容師を育てる教育を実施することとした平成 7 年度改正（平成 10 年施行）から 20 年以上が経過しており、その在り方について見直しを検討する時期なのではないか。ESG や更なる女性活躍促進・LGBT・地域格差等の変化に対応すべき課題が浮き彫りとなったことです。

一般的に、現行の養成施設のカリキュラムで昼間課程 2 年間、通信課程で 3 年間の学習をしたとしても、サロンに就職後、稼げる理容師になるには最低でも 3 年は掛かると言われています。

「アシスタント期間が長いのはサロン側の問題だ」「いや、学校での教育に問題がある」とお互いに責任を押し付け合うのではなく、現場サロンと養成施設が一体となって課題に向き合わなければ、いつまでも環境は変わらないのではないかと危機感を覚えました。その中で、内閣府規制改革特区制度の活用を推奨され、提起することに至りました。

提案 1：現場に必要な技術に特化することによる修学期間の短縮（2 年→1 年）

提案 2：実務実習に重点を置いた養成課程の新設及び改善。（①必修課目は現状維持、養成施設内での実習時間及び選択課目の学習時間を短縮。②現場での実務実習の拡大。）

提案 1 については、2023 年 9 月と 12 月に行われた国家戦略特区ワーキンググループでの議論の中で、修学期間そのものを短縮することによる既存の養成施設への影響が大きいことや国家試験の受験時期にも関わってくることから、実現が難しいことを理解しました。

提案2については、特区内において、従来の課程で運営したい養成施設は変わらずに実施することが出来ます。修学時間と修学期間は変わらないことから、同時期に入学した学生は国家試験の受験時期も同じとなり、影響は有りません。

(参考) 令和5年12月21日国家戦略特区WG 日本ビューティー創生本部提出資料(抜粋)

提案2：実務実習に重点を置いた養成課程の新設及び改善

【既存課程】					【新課程】		
課目	2年間		維持		課目	1年目	2年目
関係法規・制度	30時間				関係法規・制度	30時間	—
衛生管理	90時間				衛生管理	90時間	—
保健	90時間				保健	90時間	—
香粧品化学	60時間				香粧品化学	60時間	—
文化論	60時間				文化論	60時間	—
理容技術理論	150時間				理容技術理論	150時間	—
運営管理	30時間				運営管理	30時間	—
理容実習	900時間				理容実習（養成施設内）	150時間	
（うち、実務実習）	（120時間まで）				理容実習（実務実習）	—	1,200時間
選択課目	600時間				選択課目	150時間	
合計	2,010時間				合計		2,010時間

養成施設内での実習時間を短縮（実務実習に振替）
 実務実習の時間拡大
 選択課目の時間の一部を実習に振替

※ポイント※
 ● 現行制度で定められた総枠（2,010時間）の範囲内で再編成。学ぶ内容は既存課程と遜色なく、時間の使い方（学ぶ手段）を変えるもの。
 ● 理容実習は、既存課程では2年間で900時間（うち、実務実習は年間60時間まで（＝2年で120時間まで））であるが、新課程では、1年目は養成施設内で150時間かけて国家試験対策（用具、カットting、シェービング及び顔面処置、整髪、仕上がり状態）を学ぶために必要な実習を実施し、2年目はサロンで1,200時間の実務実習を行うものとする。
 ● 選択課目は、学校の判断で適切な課目を設定することとされているが、新課程では、養成施設内で150時間実施するに留め、残りの時間をサロンでの実務実習に振り替える（※当校では150時間の使い方として、理容師の独自業務であるシェービングに特化することを想定）。
 ● 上記により、1年目は養成施設での修学、2年目はサロンでのより実践的な実務実習を行うことを可能とする。

実務実習に重点を置いたカリキュラムで運営をする養成施設においては、「実務実習先をどうするのか」「実習先の労働環境に問題があるのでは」といった懸念が生じますが、こちらについては前述の「三ツ星サロン」認証制度を活用し、一定の基準をクリアしたサロンに限定することで厳しい労働環境下におかれるといったリスクを回避することが出来ます。学生は2年目から現場での技術を十分に体感することで入社後のアシスタント期間の大幅短縮が図れます。サロン側も学生から選ばれるサロンとして労働環境を整備・向上を常に図らなければならない、結果として、既存のスタッフの労働環境が改善し、定着に寄与するものとなり、学生とサロンの双方に相乗効果が見込めます。

また、卒業後、即戦力として活躍できる教育の提供が出来ることにより、シングルの方、経済的な事情等で理容師を諦めざるを得なかった方、定年や家庭環境の変化等によるセカンドキャリアの選択肢として、成り手不足の解消にも繋がります。

入社前から現場と一体となった教育システムを構築することが、今後の理容業界の発展には必要不可欠と考えおりますので、何卒、宜しくお願い申し上げます。